

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業等に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認について（留意事項）

1 確認書類の提出方法

「法人事業概況報告書」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」にて賃上げが確認できない場合は、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面（別紙様式）を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出してください。

2 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

「同等に賃上げ実績を確認した旨の書類等」に関する基本的な考え方は以下（１）～（３）のとおりです。具体的な場合の例については、別紙１を参照してください。

- （１）中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能です。
- （２）各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能です。
- （３）官房通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価することも可能です。

また、「同等の賃上げ実績」として認めることができる具体的な例については、入札説明書等において入札参加者に周知するものとします。

（各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金等により評価します）

- ・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等の評価します。
- ・ 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等の評価します。
- ・ ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者等給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等の評価します。
- ・ 働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和６年４月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等の評価します。
- ・ 災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求

められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価します。

- ・ 業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価します。

(通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価します)

- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価します。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価します。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価します。
- ・ 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価します。
- ・ 令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価します。

※ なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではありません。

(別紙様式)

賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度）（又は〇年）において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例 1) 評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例 2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事すること等による超過勤務手当が多く発生した（対前年度〇%増加が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 〇〇 〇〇

(添付書類)

- ・ 〇〇〇
- ・ 〇〇〇

(関連する通達等は次のとおりです。)

1 工事・調査等業務

工事・調査等業務については、リンク先の「入札・契約段階」をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/sinrin_doboku.html

2 造林事業・素材生産事業

造林事業・素材生産事業については、下記をクリックして下さい。

・[【概要】国有林野事業における総合評価落札方式による賃上げを実施する企業に対する加点措置について](#)

・[「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の運用について](#)

・[造林事業及び素材生産事業における総合評価落札方式による賃上げを実施する企業に対する加点措置の運用の取扱いについて](#)

・[総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について](#)

・[国有林野事業における「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について」の取扱いについて](#)